

重大製品事故報告・公表制度について

平成 20 年 12 月 12 日
消費者安全に関する検討委員会

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課

最近の製品事故の事例

ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故

家庭用シュレッダーによる幼児指切断事故

石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故

電子機器搭載リチウムイオン電池の発火事故

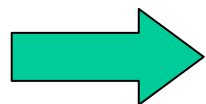
浴室換気乾燥暖房機の発火事故

温水洗浄便座一体型便器の発火事故

37年使用した扇風機による発火事故

電動車イスによる転倒事故

介護用ベッドの手すりに挟まれる事故



行政に事故情報が適切に報告されることにより、行政等による適切な対応がとれる(危害防止措置、注意喚起、製品指定、技術基準改正……)

重大製品事故報告・公表制度

重大事故発生

製造事業者・輸入事業者の事故報告義務

消費生活用製品の名称及び型式、 重大製品事故の内容、 製造・輸入・販売数量、 他

小売販売事業者・修理事業者・設置工事事業者による重大製品事故の通知義務

(重大事故を知った日から10日以内)

主務大臣(経済産業大臣)による公表

製品起因であると疑われる事故は、直ちに 事業者名、 機種・型式名、 事故内容等を記者発表し、ウェブサイトでも公表 等。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)による技術上の調査

(必要に応じて)

主務大臣(経済産業大臣)による命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製品回収等の**危害防止命令**等を、報告義務不履行に関しては**体制整備命令**を発動。

重大製品事故情報の活用・効用

- 事業者はリコール等を通じて回収、部品交換等を実施。
- 新聞等マスコミは社会面などを通じ、消費者に注意喚起。
- 国は事故原因を専門機関(NITE)を用いて分析し、規制対象の拡大や技術基準の改正を実施。

製品事故の範囲

事故の原因にかかわらず、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故
ただし、「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明かな事故」は対象外

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

消費生活用製品が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあるもの

製品欠陥でないことが明白でない限り、製品事故に該当

消費者の誤使用と考えられるような事故であっても、誤使用を誘発させる要因を製品が内在している場合もあり得ることから、製品事故として定義

製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故

(1)自動的に製品事故から除外されるもの

製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合（例：包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しない。）

製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合（例：自転車という製品を使用中に背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しない。）

(2)除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断が必要なもの

一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白なのかということについて、第三者に個別に判断を行っていただいている。

重大製品事故：報告の義務対象

・死亡事故

火災（消防が火災と認定したもので、発煙・発火程度でも火災として扱われる。）

・30日間以上の治療（投薬期間を含む）を要した事故

火災の定義：人の意思に反して発生し若しくは拡大し又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であってこれを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの。

・後遺障害事故

・一酸化炭素中毒事故（軽傷を含む）

重大製品事故の受付状況

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来2,099件（うち、19年度：1,190件、20年度909件）の重大製品事故を受け付けた。（平成20年11月末現在）

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	23	(19)	22	(9)	276	17	0	338
石油機器	14	(13)	6	(4)	232	5	0	257
電気製品	25	(18)	65	(2)	1,007	3	2	1,102
うち電気こんろ	1	(1)	0	(0)	97	0	0	98
その他	42	(0)	307	(4)	48	0	5	402
うち電動アシスト自転車	2	(0)	32	(0)	1	0	1	36
うちデスクマット	0	(0)	45	(0)	0	0	0	45
合計	104	(50)	400	(19)	1,563	25	7	2,099

- 消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる重大製品事故の範囲は、死亡、重傷（治療期間が30日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）。
- 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、10日以内に国に報告することを義務付け。

重大製品事故報告上位品目

➤ 重大製品事故の報告件数が多い品目については以下のとおり。

(11月末現在)

電気製品

エアコン	128件
(うち室外機)	75件
電気こんろ	98件
電気冷蔵庫	65件
電気ストーブ	61件
扇風機	60件

燃焼器具

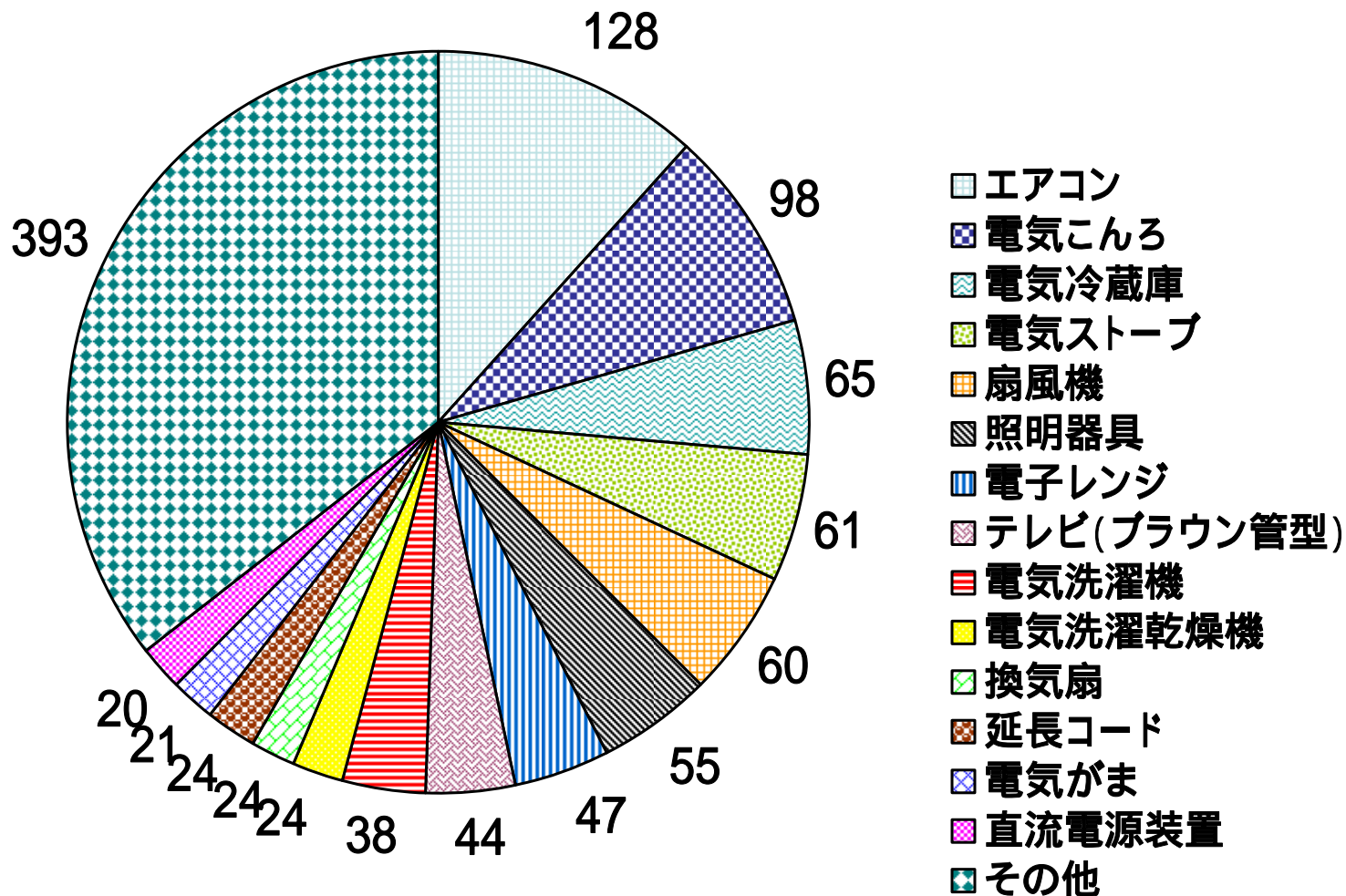
ガスこんろ	152件
石油ふろがま	76件
石油ストーブ	74件
ガスふろがま	64件
石油給湯機	61件

その他

デスクマット	45件
電動アシスト自転車	36件
自転車	23件
電動車いす	21件
脚立・踏み台・はしご	20件

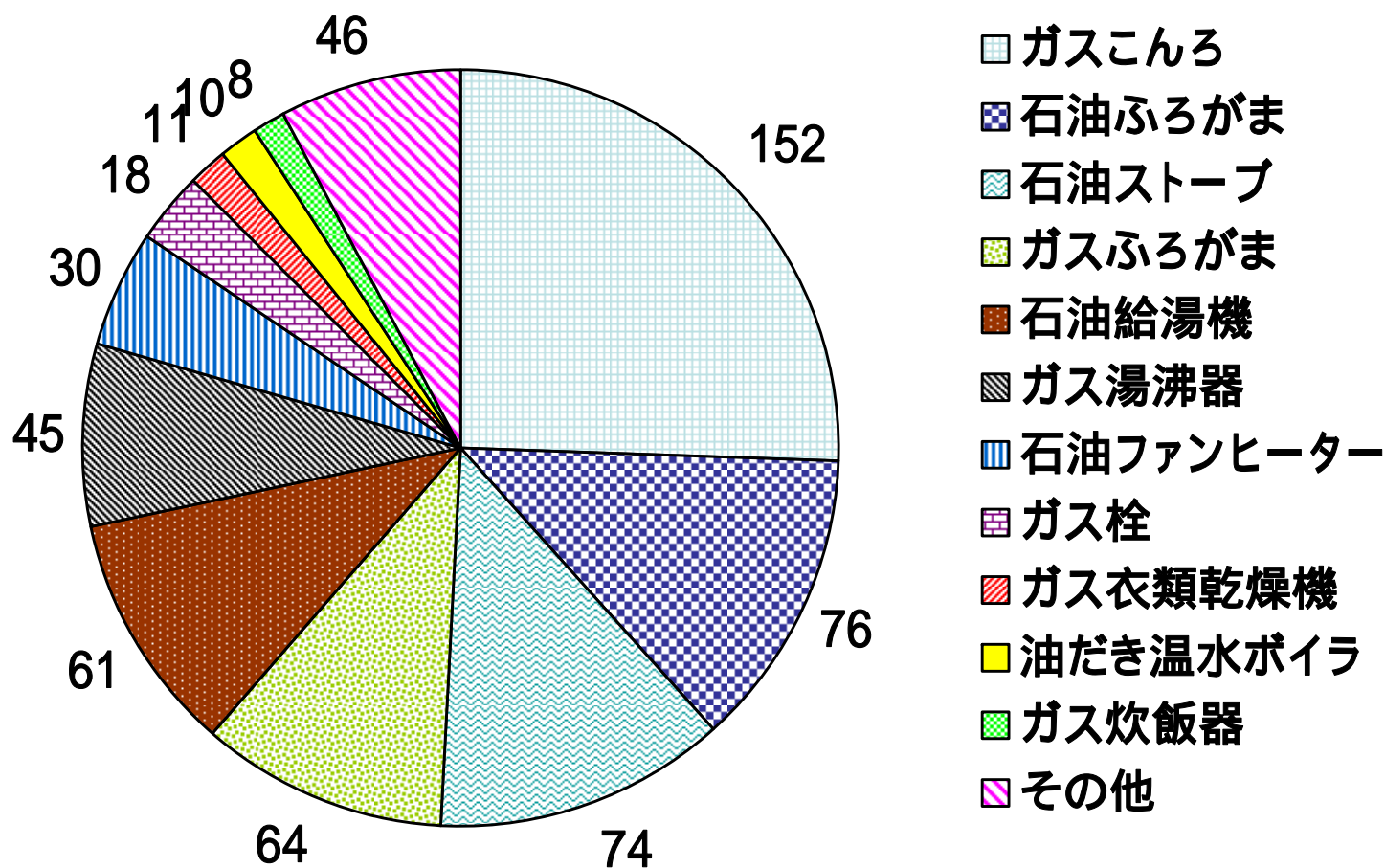
製品別の重大事故報告の内訳 < 電気製品 >

重大製品事故報告の件数 < 総合計1,102件 >
 (平成19年5月14日 ~ 平成20年11月30日)



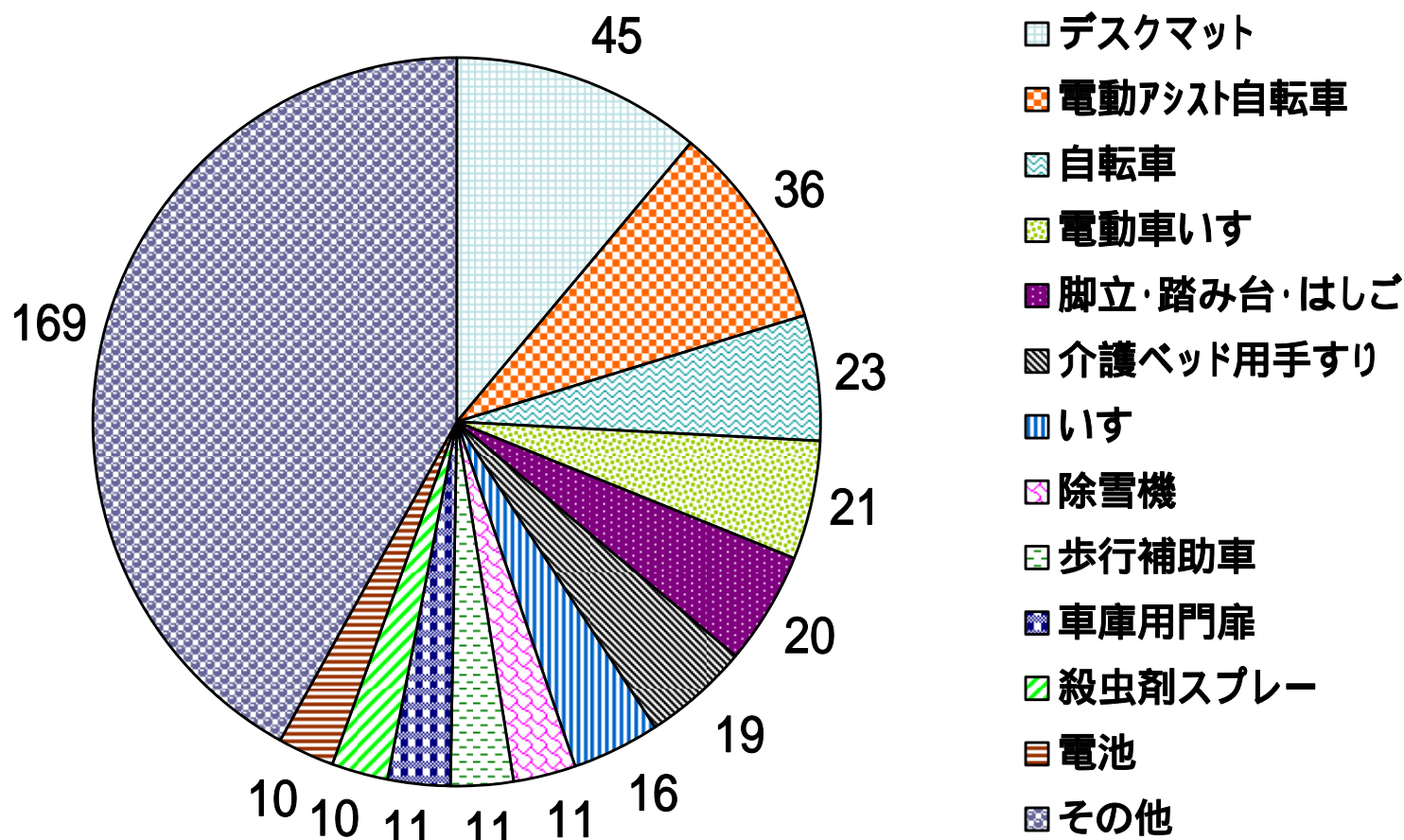
製品別の重大事故報告の内訳 < 燃焼器具 >

重大製品事故報告の件数 < 総合計：595件 >
(平成19年5月14日～平成20年11月30日)



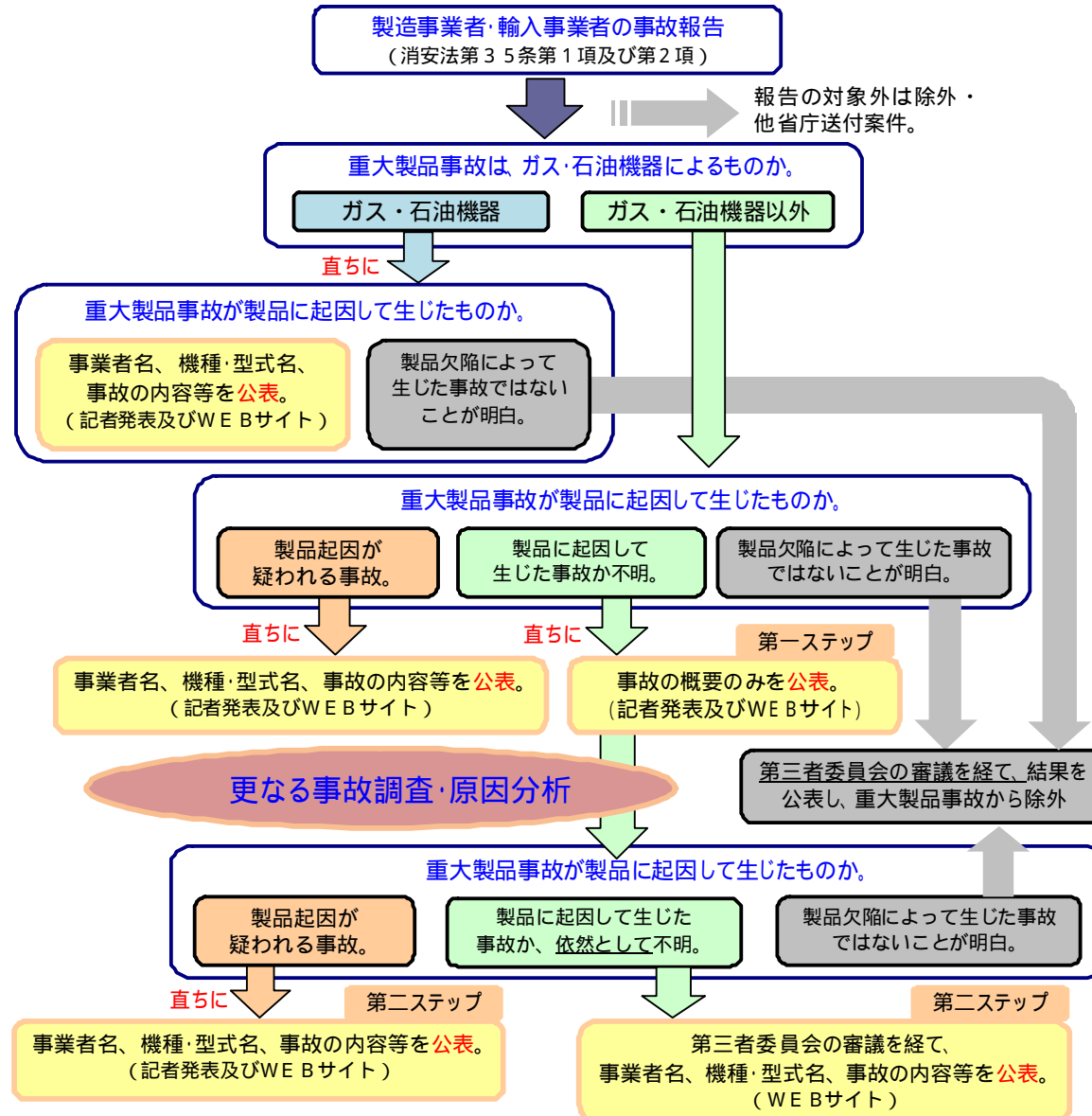
製品別の重大事故報告の内訳 < その他 >

重大製品事故報告の件数 < 総合計：402件 >
 (平成19年5月14日～平成20年11月30日)



重大製品事故の公表の流れ

➤ 経済産業省における重大製品事故の公表の流れは以下のとおり。



製品事故判定第三者委員会

➤ 重大製品事故報告・公表制度の運用について、その妥当性等を確認するため、第三者委員会を設置。

◆改正消費生活用製品安全法施行以降、学識経験者、弁護士、消費者団体等から成る第三者委員会を9回開催（平成20年11月末現在）

◆これまで、以下の各件について審議

- 公表後の原因究明の結果、製品事故ではないとする判断の妥当性（340件）
- 公表後の原因究明の結果、製品に起因して生じたものか不明であるものの、事業者名・型式名をウェブサイトで公表することの妥当性（158件）

重大製品事故の公表処理状況

- 最終的には全ての重大製品事故について事故原因とともに事業者名、型式名を公表 -

- 処理件数 2,099件 (11月末までに受付分)
- 重複報告、対象外(消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当)の案件を除き全て公表(2,075件)
- 最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表(535件)
- 報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者委員会でその妥当性を判定(340件)

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・ 型式公表	製品名、事故 概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には 非該当とみられ る(今後、委員 会で妥当性を 判定する予定)	他省庁 送付案件	重複・ 対象外	計
ガス機器	197	-	123	15	0	3	338
石油機器	214	-	37	5	0	1	257
電気製品	566	389	121	14	0	12	1,102
その他	137	146	59	3	49	8	402
合計	1,114	535	340	37	49	24	2,099

プレス公表の特記で注意喚起をしている事例

- ・ **小型キッチン用電気こんろにおける発火事故**
(スイッチのつまみに体や荷物が触れて意図せず電源が入り、こんろの上や周辺に置かれた可燃物が発火)
- ・ **サンダルがエスカレーターの間隙間に巻き込まれる事故**
(サンダルを履いてエスカレーターに乗る際にサンダルがエレベーターの縁に接触して隙間に巻き込まれ負傷)
- ・ **オイルがしみこんだタオルなどを衣類乾燥機で乾燥し、発火した事故**
(アロマオイルなどのオイルが洗濯で完全に落ちず、乾燥機の熱風で酸化し、発熱・発火)
- ・ **介護ベッド用手すりにおける窒息等の事故**
(手すりの隙間に身体の一部を挟み込んだり、衣服の引っかかり等により首を圧迫するなど)
- ・ **密閉されるアクリル製冷水筒による事故**
(熱湯を入れて、十分に冷まらずにフタを密閉したために製品が破損)
- ・ **電気洗濯機の洗濯・脱水槽で洗濯物が指に絡まり指を切断した事故**
(脱水槽が完全に止まる前に洗濯物を取り出そうとして手を入れたために洗濯物が手に巻き付き負傷)
- ・ **長年使用の扇風機における発煙・発火事故**
(モーターやコンデンサなどの電気部品が熱、湿気、埃などの影響により経年劣化し、発煙・発火に至る事故)
- ・ **塗料の染み込んだぼろ布の発火事故**
(ひまわり油等不飽和脂肪酸を主成分とする塗料を拭き取り、放置したため、酸化熱が蓄積し、発火)
- ・ **生石灰を使用した乾燥剤による発火事故**
(生石灰の乾燥剤と蒸気からの水分が化学反応を起こし、発火)

消費者への注意喚起

➤ 製品安全点検日セミナーにおいて、直近に発生した製品事故の注目事例を消費者に紹介し注意喚起を図っている。

- 電源コード付け根部分の損傷によるショート
- 「風呂用投げ込みヒーター」電源コードのショート
- 観賞魚水槽周りの事故(ヒーター過熱、飛沫によるトラッキング)
- 衣類乾燥機の事故(オイルの染み込んだタオルからの発火)
- 小形キッチンユニット用電気こんろの火災
- エアゾールスプレーの事故(使用時の引火、廃棄時の引火)
- ボタン電池の事故(保管・廃棄時のショート)
- ガスレンジの事故(鍋に体がぶつかり調理油に引火、こんろの下の可燃物からの発火)
- 古い扇風機での火災
- 浴槽用浮き輪での乳幼児の溺水
- 木炭着火剤による火傷
- 高温下でのガスライターの破裂
- シュノーケル使用時の溺水
- 花火での火傷・衣類への引火
- 魚焼きグリルの手入れ怠りによる脂かすからの発火
- 食器洗い乾燥機の発煙(食べ物残滓からの発煙)
- 清掃用ブロワの誤使用(空気入れ代わりに使用した事による製品破損・発火)
- IH調理器での天ぷら調理での火災
- 電気ストーブの上に干した洗濯物の落下による火災
- 加湿器の水タンクの手入れ不十分によるレジオネラ菌の繁殖感染
- てんぷら油に廃油凝固剤を用いて加熱した際の火災
- ガス瞬間湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故
- 石油ストーブを消火せずに給油したことによる火災
- ガス機器とガス栓との間の接続に適切な機器を用いなかった事によるガス漏洩火災

国際的な取り組み

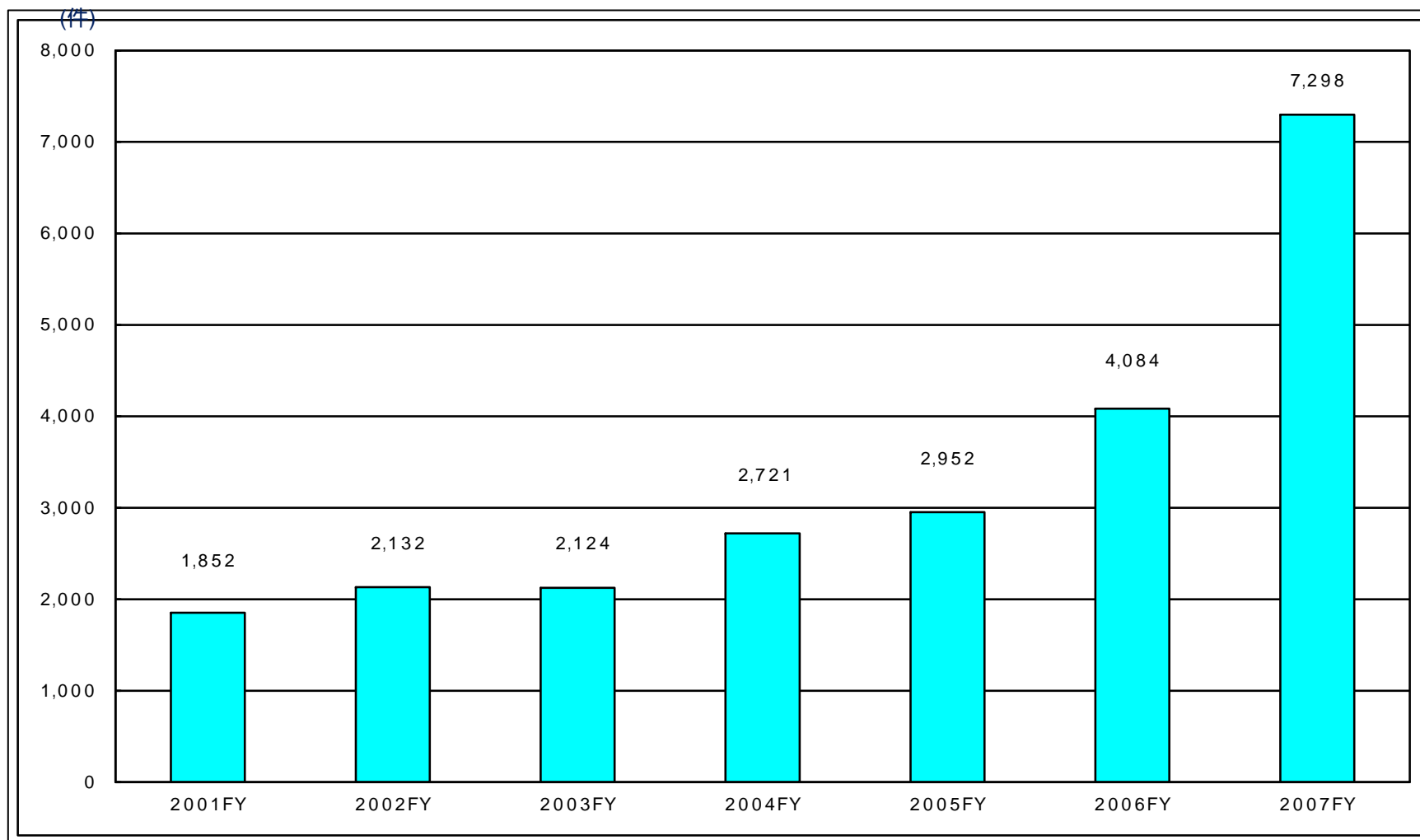
- **国際消費者製品健康安全機関 (ICPHSO)**
 - ・世界規模での消費者製品の安全性の向上を図る。
 - ・政府機関、製造・輸入事業者、消費者、弁護士等で構成
 - ・2007年21日、22日に北京で第1回アジアシンポジウム開催、2008年2月にワシントンにて総会開催。
- **二国間協力**
 - ・日米...米国消費者製品安全委員会 (CPSC) との協力ガイドライン
 - ・日中...中国国家質量監督検験検疫総局との日中製品安全、認証・標準化活動協力覚書

NITEの事故情報収集制度

- 重大製品事故報告・公表制度を補完する制度として、
 重大製品事故以外の軽微な事故やヒヤリ・ハット情報等
 製造・輸入事業者以外の者からの重大製品事故に関する報告
 をNITEにおいて収集、分析し、経済産業省と情報共有。
 (経済産業省から約400の関係団体に通達)

	製造事業者、輸入事業者	消費者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）、販売事業者、設置工事事業者、修理事業者 等
重大製品事故	国	NITE
非重大製品事故	NITE	NITE

NITEの製品事故情報収集件数の推移



(3月末現在)